

# 納税ニュース

平成 23 年 12 月 15 日 第 40 号  
編集・発行：鹿嶋市納税対策室  
〒314-8655 鹿嶋市平井 1187 番地 1  
TEL 82-2911 FAX 84-7754

潮来税務署管内納税貯蓄組合連合会では、例年租税教育の一環として、中学生を対象に「税についての作文」を募集しています。

平成 23 年度鹿嶋市長賞を受賞した清真学園中学校 2 年阪上<sup>さがみ ゆり</sup>有理さんの作品をご紹介します。

## 平成 23 年度 鹿嶋市長賞

### 税について

### 清真学園中学校 2 年 阪上 有理 さん

私はまず初めに「国は何のためにあるか？」「それは、ただで出来るのか？」「ただで出来るなら、そのお金はどこから来るのか？」という三つの事を取り上げてみました。

一つ目の「国は何のためにあるのか？」はそれぞれの地域に住んでいる人々の暮らしを豊かにし、国民の暮らしを確保するためだと思います。二つ目の「それはただで出来るのか？」はタダでは出来ないと思います。なぜなら、暮らしを豊かにするには、何かを作る必要があるからです。国も、多くのお金を使いながら国民の「暮らしを豊かにし」、「安全を確保していく」。最後の「ただで出来ないなら、そのお金はどこから来るのか？」は、国は、国自身が自分でお金もうけをしてお金を造る事はしません。必要なお金、「税金」を国民からもらい、そのお金を使って国民の「暮らしを豊かにし」、「安全を確保していく」。

以上は当たり前のことですが、改めて書き出してみると、私たちの生活を維持していくには税金がとても大切であると感じました。

では、その税金はどのような事に使われているのか。一番は医療費や福祉、介護、生活保護費などの社会保障費で約二十二兆円。次に多いのは国債費で二十兆円だそうです。三番目は地方交付税交付金で、これは地方財政の貧富の差を極力なくすために、国が応援している費用のことです。四番目が公共事業費で五番目に教育・科学費・・・と続きます。



日本の税金は、借金の返済に多額を使わなければならない、という点を除けば国民の生活を豊かに、安全にしていく方向に使われていると思います。しかし、国民一人当たり何十万円も払っているということは、決して安い額ではありません。

一方、今年は東日本大震災もあった大変な年です。震災の復興には十分な税金を使ってほしいと思います。たとえ直接は関係なくても、日本の国の中で困っている人々がいれば、その人たちに十分に税金を使い、日本全体を幸せに結びつけることも、税金の大切な役割ではないのかな、と思います。

## 還付・充当をご存知ですか？

還付・充当とは、重複して納付した場合、納めるべき金額よりも多く納付した場合、税額が減額になった場合に還付（返金）又は充当（市税等に未納がある場合に未納の税等に充てる）することです。今年は、東日本大震災による半壊・大規模半壊・全壊の「り災証明書」を受け、申請後、固定資産税・市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料が減免になり、税額等が減額になった方が多くいます。還付又は充当に該当する方には、各担当課から還付・充当通知を郵送しております。還付と充当についてご紹介します。

	還 付	充 当
内 容	納めすぎた金額を返金すること。	市税等に未納があった場合に、返金分の金額を未納の税等に充てること。
手続き等	①『納めすぎた税金などを返金（充当）するお知らせ』と『市税等還付金口座振込依頼書』、返信用封筒を送付します。 ②『市税等還付金口座振込依頼書』に口座番号等を記入、押印し、返信してください。	『納めすぎた税金などを充当するお知らせ』を送付します。未納の税等に充てます。充当先の税等を確認してください。

## 口座振替のご案内

ペイジーによる口座振替ができます。これは、キャッシュカードにより口座振替の申込をすることです。従来のように口座振替納付依頼書に記入・押印していただけ必要はなく、申込から約2週間で口座振替を開始できます。引続き依頼書による受付も行っています。



いつでも、どこでも、ペイジー。

### ペイジー取扱金融機関

常陽銀行      ゆうちょ銀行  
水戸信用金庫      茨城県信用組合  
銚子信用金庫      中央労働金庫  
佐原信用金庫      筑波銀行

### お持ちいただく物

キャッシュカード  
本人確認ができるもの  
(免許証、保険証など)

### 申込場所

鹿嶋市役所 納税対策室

## 納期限のご案内

12月26日（月）

- 市県民税（住民税）第4期
- 国民健康保険税第8期
- 後期高齢者医療保険料第6期
- 介護保険料第5期

1月31日（火）

- 国民健康保険税第9期
- 後期高齢者医療保険料第7期

※納期限を過ぎると、**年利 14.6%の延滞金**が加算されます。

また、納期限から20日を過ぎると督促状が送付され、督促手数料80円が加算されます。

